

金沢市文化芸術ホールで 同時通訳を行う会議を開催予定の方へ

金沢市同時通訳会議等開催費補助金制度のご案内

金沢歌劇座・金沢市文化ホール・アートホールにおいて、同時通訳を行う会議等の開催に関する費用(同時通訳者の報酬、交通費など)を補助する制度です。

● 対象

金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおいて、同時通訳設備を用いて行う会議や学会、講演会など。

● 補助額

同時通訳者の報酬及び交通費その他同時通訳を行うために必要な費用(同時通訳設備の使用料は除きます)の1/2。

ただし、10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。限度額は15万円。

	金沢歌劇座	金沢市文化ホール	金沢市アートホール
所在地	金沢市下本多町6-27	金沢市高岡町15-1	金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢6階
主な施設	ホール(1919席) 大集会室(シアター形式430人) ほか	ホール899席 大集会室(シアター形式400人) 大会議室(国際会議場52人) ほか	ホール308席
問い合わせ先	TEL: 076-220-2501 FAX: 076-222-9000	TEL: 076-223-1221 FAX: 076-223-1299	TEL: 076-224-1660 FAX: 076-224-1668

(補助金交付手続きは裏面をご覧下さい。)

金沢市同時通訳会議等開催費補助金の交付手続きについて

(1)事前手続きについて

会議等を開催する30日～15日前までに「要望書」を提出してください。

また、施設と打ち合わせを行ったうえ使用料の納付をお願いします。

追って当方より、交付内定額を連絡します。

(2)補助金交付額について

実際に交付する額は下記のとおりです。

実際に要した金額(領収書で確認できるものに限る)の2分の1に相当する額で、かつ、1会議等につき15万円を限度とします。

(3)申請手続きについて

会議等終了後15日以内に、(4)の手続きをとってください。

(4)提出書類について

提出書類①～⑥を金沢市文化政策課に提出してください。

(提出書類)

- ① 補助金交付申請書
- ② 請求書
- ③ 銀行通帳のコピー(表紙とその次のページ)

※銀行名(支店名等含む)及び口座番号を確認するためのものです。

※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、委任状が必要です。

- ④ 報酬・交通費等の確認できる領収書の写し等
- ⑤ 当日写真4～5枚(会議の様子や、同時通訳の模様を写したもの)
- ⑥ 会議等の開催概要がわかる書類

(5)補助金の支払いについて

補助金は後払いとし、書類受理後約1ヶ月で口座に振り込みます。

(6)その他

補助金対象となるのは、金沢歌劇座、金沢市文化ホール又はアートホールにおいて、同時通訳設備を用いて行う会議等です。

■問い合わせ・書類提出先

〒920-8577(住所記載は不要)

金沢市文化スポーツ局文化政策課 TEL(076)220-2442 FAX(076)220-2069

E-mail bunshin@city.kanazawa.lg.jp

金沢市同時通訳会議等開催費補助金交付要綱

(平成 20 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 26 年 3 月 25 日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおいて、同時通訳を行う会議等（学会、講演会その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の開催に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 補助金は、金沢歌劇座、金沢市文化ホール又は金沢市アートホールにおける同時通訳設備を用いて会議等（国又は地方公共団体が主催し、又は共催するものを除く。）を開催する者に対し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、同時通訳者の報酬及び交通費その他同時通訳を行うために必要な費用（同時通訳設備の使用料を除く。）の 2 分の 1 に相当する額（この額に 10,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 会議等につき 150,000 円を超えないものとする。

(補助金の交付の制限)

第4条 市長は、会議等の目的、同時通訳の実施方法等が不適当であると認めるときは、補助金を交付しないものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の金沢市同時通訳会議等開催費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に開催する同時通訳を行う新要綱第 1 条の会議等について適用する。